

## 第4章 計画に掲げる施策に要した費用に対する効果

### 1 平均在院日数の短縮による計画策定時の見通しとの比較

計画においては、現状のまま推移した場合の平成24年度の医療費24,465億円(A)と目標を達成した場合の医療費24,412億円(B)の差として、54億円の適正化効果を見込みました。

医療機関メディアスを基礎データとした「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(告示)」の別紙の標準的な都道府県医療費の推計方法により推計したところ、平成24年度の県内の医療費は23,943億円(C)となっており、平均在院日数の実績が目標値を上回ったことから、見込みを上回る522億円の適正化効果が図られています。

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平均在院日数	目標					25.3日
	実績	24.8日	24.4日	24.0日	23.8日	23.1日
医療費推計	適正化の取組みを行わなかった場合(A)	20,929億円	21,694億円	22,611億円	23,520億円	24,465億円
	対前年度	—	3.7%	4.2%	4.0%	4.0%
	適正化の目標を達成した場合(目標値ベース・B)	20,929億円	21,683億円	22,587億円	23,482億円	24,412億円
	対前年度	—	3.6%	4.2%	4.0%	4.0%
	適正化の目標を達成した場合(実績値ベース・C)	20,929億円	21,590億円	22,387億円	23,157億円	23,943億円
	対前年度	—	3.2%	3.7%	3.4%	3.4%
医療費適正化額	目標値ベース(B-A) ※	0億円	△11億円	△23億円	△38億円	△54億円
	実績値ベース(C-A)	0億円	△104億円	△224億円	△363億円	△522億円

※億円未満は四捨五入

<参考>

### 医療費の実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県民医療費	21,073億円	—	—	23,859億円	—
概算医療費	19,971億円	20,766億円	21,749億円	22,582億円	23,202億円

平成24年度における県民医療費相当額を、概算医療費(県民医療費の98%程度)から推計した額は23,675億円。

## 2 特定保健指導による費用対効果

国から示された推計ツールに基づき、特定保健指導の実施に係る費用及び効果を推計したところ、平成20～23年度の費用額<sup>※1</sup>は17億7,479万円となり、平成24年度までの医療費削減効果<sup>※2</sup>31億3,851万円から差し引いた13億6,372万円の費用対効果が図られています。なお、医療費削減効果は翌年度に出るものとされています。

### 費用対効果の推計

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
費用	①動機付け支援単価(円)	5,250	7,350	7,350	7,350	-
	②動機付け支援を利用した者の数 (人)	8,880	18,869	17,413	19,809	-
	③動機付け支援に要した費用(万円) (①×②)	4,662	13,869	12,799	14,560	
	④積極的支援単価(円)	21,000	23,100	23,100	23,100	-
	⑤積極的支援を利用した者の数(人)	8,327	15,061	15,740	18,594	-
	⑥積極的支援に要した費用(万円) (④×⑤)	17,487	34,791	36,359	42,952	
	⑦特定保健指導に要した費用(万円) (③+⑥)	22,149	48,660	49,158	57,512	
	⑧計画期間における特定保健指導に 要した費用 (万円) <sup>※1</sup>	177,479				
効果	⑨特定保健指導終了者数(人)	13,371	28,657	28,572	34,017	-
	⑩メタボ該当者・予備群と年間医療費 の関係	-	90,000	90,000	90,000	90,000
	⑪メタボ減少効果	-	1/3	1/3	1/3	1/3
	⑫医療費削減効果(万円) (⑨×⑩×⑪)	-	40,113	85,971	85,716	102,051
	⑬計画期間における医療費削減効果 (万円) <sup>※2</sup>	313,851				
平成24年度までの費用対効果(万円) (⑬－⑧)		136,372				

## 推計方法

※1 平成20～23年度の特定保健指導利用者数(初回面接実施後の脱落者に特定保健指導終了者を加えた数)に特定保健指導(動機付け支援、積極的支援)に係る各年度の神奈川県集合契約単価を乗じた額

※2 平成20～23年度の特定保健指導終了者数の合計にメタボリックシンドローム減少効果(1/3)及びメタボリックシンドローム該当者・予備群と年間医療費の関係(9万円)を乗じた平成24年度まで(平成21～24年度)の推計額

国の検証結果によると、平成20年度の特定健診結果に基づく特定保健指導を終了した者で、平成21年度の特定健診結果がある者について、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者数は約3割減少しています。また、平成21年度の特定健診結果でメタボリックシンドローム該当及び予備群となった者の平成22年度のレセプトにおける年間医療費は、メタボリックシンドローム非該当者と比較して、約9万円高い傾向があります。以上に基づき『特定保健指導を終了した者のうち、およそ1/3の者がメタボリックシンドローム該当及び予備群から脱却し、少なくとも特定保健指導終了の翌年度の年間医療費については、前年度と比較して約9万円減少している』との考え方に基づき、翌年度に医療費削減効果が出るものとしています。